

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律要綱

第一 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 俸給月額の見直し

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与見直しに準じ、内閣総理大臣は二百六万円、国務大臣等は百五十万三千元、内閣法制局長官等は百四十四万千元とする等の見直しを行うこと。（第三条、附則第三項並びに別表第一、別表第二及び別表第五関係）

二 期末手当の見直し

内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百五十に改めること。（第七条の二関係）

三 月額手当の見直し

常勤の委員等に支給する月額手当の限度額を六万七千七百円とすること。（第四条関係）

第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

別表第三及び別表第四に定める官職の俸給月額について、一般職の職員の給与見直しに準じ、見直しを行う

こと。(別表第三及び別表第四関係)

第三 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

内閣総理大臣等(秘書官を除く。)の期末手当について、六月期の支給割合を百分の百四十に改め、十二月期の支給割合を百分の百五十五に改めること。(第七条の二関係)

第四 特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づく経過措置対象の常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を六万八千八百円とすること。(附則第六条関係)

第五 その他

- 一 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。ただし、第二はこの法律の施行の日又は政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)の施行の日のいずれか遅い日から、第三は平成二十三年四月一日から施行すること。
- 二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。